

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年4月30日

【会社名】 株式会社きんえい

【英訳名】 K i n - E i C o r p .

【代表者の役職氏名】 取締役社長 丸 山 隆 司

【本店の所在の場所】 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

【電話番号】 06(6632)4551番

【事務連絡者氏名】 総務部長 森 永 英 昌

【最寄りの連絡場所】 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

【電話番号】 06(6632)4551番

【事務連絡者氏名】 総務部長 森 永 英 昌

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【提出理由】

平成25年4月26日開催の当社第116期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年4月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

当社普通株式1株につき金1円

第2号議案 株式併合の件

平成25年6月1日を効力発生日として、当社株式10株を1株に併合する。

第3号議案 定款一部変更の件

事業目的に「宅地建物取引業」及び「不動産鑑定業」を追加するため、第2条（目的）に所要の変更を加える。

株式併合の効力発生を条件に、平成25年6月1日をもって、発行可能株式総数を8,000万株から800万株に変更する。

株式併合の効力発生を条件に、平成25年6月1日をもって、単元株式数を2,000株から100株に変更する。

単元未満株式の買増制度を導入するため、株式併合の効力発生を条件に、平成25年6月1日をもって、第9条（単元未満株式の買増し）を新設し、第8条（単元未満株式についての権利）に第4号を新設する。

上記変更に伴う条数の繰り下げを行うほか、株式併合の効力発生を条件とする変更については、平成25年6月1日をもってその効力が発生する旨の附則を設ける。

第4号議案 取締役6名選任の件

取締役として、丸山隆司、上田輝幸、富田 宏、小林哲也、好井裕一及び作田憲彦を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 議案                 | 賛成    | 反対 | 棄権 | 賛成率   | 決議結果 |
|--------------------|-------|----|----|-------|------|
|                    | 個     | 個  | 個  | %     |      |
| 第1号議案<br>剰余金の処分の件  | 9,441 | 11 | 0  | 93.01 | 可決   |
| 第2号議案<br>株式併合の件    | 9,436 | 16 | 0  | 92.96 | 可決   |
| 第3号議案<br>定款一部変更の件  | 9,440 | 12 | 0  | 93.00 | 可決   |
| 第4号議案<br>取締役6名選任の件 |       |    |    |       |      |
| 丸山隆司               | 9,443 | 9  | 0  | 93.03 | 可決   |
| 上田輝幸               | 9,443 | 9  | 0  | 93.03 | 可決   |
| 富田 宏               | 9,443 | 9  | 0  | 93.03 | 可決   |
| 小林哲也               | 9,441 | 11 | 0  | 93.01 | 可決   |
| 好井裕一               | 9,444 | 8  | 0  | 93.04 | 可決   |
| 作田憲彦               | 9,444 | 8  | 0  | 93.04 | 可決   |

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ・第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) (3)の議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの合計により可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の議決権のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

以上